

地域計画(案)

策定年月日	令和 7年 月 日
更新年月日	( )
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	神河町 28446
地域名 (地域内農業集落名)	猪篠地区 (猪篠)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	45.2	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	32.5	ha
② 田の面積	38.4	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6.8	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0	ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	—	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	—	ha
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地区内農用地については、現在約45%の農地を既に が農地中間管理機構を通じ集積し、効率的な農業を進めている。また、個人で農業をされている農家については、高齢化が進み、一部は、 への貸付希望もあります。今後、貸付面積が増えることが予想されるが、鳥獣害対策も含めて、地域全体で、農業を継続しながら、環境を守っていかなくてはならない。また、中心経営体である においても、オペレータなど後継者育成も喫緊の課題である。農地の保全については、ほ場整備済みの農地は、中心経営体への集積が進むが、未整備農地に関しては、耕作放棄地もしくは不作付け地が増え、住環境に影響しないよう保全管理が喫緊の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

○組織 ・ と個人農家を中心に地域営農活動を行っていく。  
 ・経営の安定化と農業を担う後継者(オペレーター・管理作業従事者)の育成を推進する。  
 ○生産 ・生産省力化・効率化を目指したスマート農業を促進し、若手が参入しやすい体制作りやコストダウンに努める。  
 ・水稻を基本に、地域にあった品種、作物の検討に努める。  
 ・離農や規模縮小する農家の農地も含め、適正で持続可能な経営規模による生産を行う。  
 ○農地維持 ・中山間地域等直接支払交付金や多面的交付金の活用(農家及び非農家の積極的な参加)  
 ・営農組織へ農地を貸し出している農家に農地管理作業(水管理や畦畔管理)への協力を求めていく。  
 ○販売 ・米は、地域自治協議会の協力を得ながら、地域内での購入、消費を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
リタイヤされる農家の農地の受け入れ先として農地バンクを活用し、担い手への農地の集積集約化と担い手の農作業の効率化を図る。 また、耕作を続ける個人の農家については、担い手と協力し当地域の農地を守る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46%	%	将来の目標とする集積率
			60%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現在、当地区の担い手は、実質1経営体であるため、集約化については、農家のリタイヤに伴い必然化する。			



4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	認農	水稲	20.29 ha	ha	水稲	20.29 ha	ha	A	
2	利用者	水稲	0.20 ha	ha	水稲	0.20 ha	ha	B	
3	認農	水稲	0.35 ha	ha	水稲	0.35 ha	ha	C	
4	利用者	水稲	0.73 ha	ha	水稲	0.73 ha	ha	D	
5	利用者	水稲	0.59 ha	ha	水稲	0.59 ha	ha	E	
6	利用者	水稲	0.19 ha	ha	水稲	0.19 ha	ha	E	
7	利用者	水稲	0.79 ha	ha	水稲	0.79 ha	ha	E	
8	利用者	水稲	0.59 ha	ha	水稲	0.59 ha	ha	E	
9	利用者	水稲	0.49 ha	ha	水稲	0.49 ha	ha	E	
10	利用者	水稲	0.37 ha	ha	水稲	0.37 ha	ha	E	
11	利用者	水稲	0.12 ha	ha	水稲	0.12 ha	ha	E	
12	利用者	水稲	0.24 ha	ha	水稲	0.24 ha	ha	E	
13	利用者	水稲	0.12 ha	ha	水稲	0.12 ha	ha	E	
14	利用者	水稲	0.26 ha	ha	水稲	0.26 ha	ha	E	
15	利用者	水稲	0.13 ha	ha	水稲	0.13 ha	ha	E	
16	利用者	水稲	0.21 ha	ha	水稲	0.21 ha	ha	E	
17	利用者	水稲	0.01 ha	ha	水稲	0.01 ha	ha	E	
18	利用者	水稲	0.70 ha	ha	水稲	0.70 ha	ha	E	
19	利用者	水稲	0.43 ha	ha	水稲	0.43 ha	ha	E	
20	利用者	水稲	0.14 ha	ha	水稲	0.14 ha	ha	E	
21	利用者	水稲	0.18 ha	ha	水稲	0.18 ha	ha	E	
22	利用者	水稲	0.66 ha	ha	水稲	0.66 ha	ha	E	
23	利用者	水稲	0.28 ha	ha	水稲	0.28 ha	ha	E	
24	利用者	水稲	0.10 ha	ha	水稲	0.10 ha	ha	E	
25	利用者	水稲	0.11 ha	ha	水稲	0.11 ha	ha	E	
26	利用者	水稲	0.91 ha	ha	水稲	0.91 ha	ha	E	
27	利用者	水稲	0.32 ha	ha	水稲	0.32 ha	ha	E	
28	利用者	水稲	0.54 ha	ha	水稲	0.54 ha	ha	E	
29	利用者	水稲	0.44 ha	ha	水稲	0.44 ha	ha	E	
30	利用者	水稲	0.39 ha	ha	水稲	0.39 ha	ha	E	
31	利用者	水稲	0.90 ha	ha	水稲	0.90 ha	ha	E	
32			ha	ha		ha	ha		
33			ha	ha		ha	ha		
34			ha	ha		ha	ha		
35			ha	ha		ha	ha		
36			ha	ha		ha	ha		
37			ha	ha		ha	ha		
38			ha	ha		ha	ha		
39			ha	ha		ha	ha		
40			ha	ha		ha	ha		
41			ha	ha		ha	ha		
42			ha	ha		ha	ha		
43			ha	ha		ha	ha		
44			ha	ha		ha	ha		
45			ha	ha		ha	ha		
46			ha	ha		ha	ha		
47			ha	ha		ha	ha		
48			ha	ha		ha	ha		
49			ha	ha		ha	ha		
50			ha	ha		ha	ha		
51			ha	ha		ha	ha		
52			ha	ha		ha	ha		
53			ha	ha		ha	ha		
54			ha	ha		ha	ha		
55			ha	ha		ha	ha		
56			ha	ha		ha	ha		
57			ha	ha		ha	ha		
58			ha	ha		ha	ha		
59			ha	ha		ha	ha		
60			ha	ha		ha	ha		
61			ha	ha		ha	ha		
62			ha	ha		ha	ha		
63			ha	ha		ha	ha		
64			ha	ha		ha	ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。